

滋賀県、近江八幡市および関西学院大学のヴォーリズ建築等を通じた 連携・協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、近江八幡市（以下「乙」という。）および関西学院大学（以下「丙」という。）は、ウィリアム・メレル・ヴォーリズ（日本名：一柳米来留（ひとつやなぎ・めれる））氏の功績およびヴォーリズ建築等を通じた地域活性化と教育・研究を通じた人材育成に向けて、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲、乙および丙は、次の事項について、連携・協力のもと、相互に合意した具体的な事業に協働で取り組む。

- （1）ヴォーリズ建築の研究と保存に関すること
- （2）ヴォーリズ建築を活用した地域活性化・観光振興に関すること
- （3）ヴォーリズを通じた教育・交流に関すること
- （4）その他三者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙丙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を3通作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月9日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

乙 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市長

丙 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学長